

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 箕面市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和26年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	箕面市	職員数（H22. 4. 1現在）	54人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本金	91円（H21年度）	財政力指数	1.029（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（H21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.942（H22年度）
経常収支比率（%）	96.5%（H21年度）	実質公債費比率（%）	6.0（H22年度）
		将来負担比率（%）	—（H21年度）

注1 資本金については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	箕面市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	箕面市上下水道企業管理者 埋橋伸夫
既存計画との関係	箕面市上下水道事業経営ビジョン（平成20年度～平成29年度）
公表の方法等	市HP等により公表予定
基本方針	箕面市上下水道事業経営ビジョンは【安全、安定、安価の追求】を基本理念とし、中期目標として「安全、安心・良質な水の供給」、「いつでも安心して利用できる水道」、「効率的で安定した事業経営」、「環境にやさしい水道」をめざして策定している。今後、水需要の低迷による給水収益の減収が見込まれるが、公共性を考慮しつつ、より経済的・効率的な経営に努め、健全財政を堅持していく。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		122,474.4	255,093.6	377,567.9
	補償金免除額		33,741.9	45,940.1	79,681.9
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業	270,569	122,474	255,094	648,136
	合 計 (A)	270,569	122,474	255,094	648,136
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	270,569	122,474	255,094	648,136

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	上水道事業	26,069	52,222		78,291
	合 計 (A)	26,069	52,222	0	78,291
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	26,069	52,222	0	78,291

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の地形は、南が千里丘陵で中央部は低く、北は山麓まで市街地が形成されていることから、多くの配水池等が必要で、動力費等の経費を押し上げている。</p> <p>水源は、自己水源が約11%（平成21年度）で、大阪府営水道に水源の多くを依存している。水需要は、生活用水の比率が86%と高く、1戸当たりの使用水量が多い業務用水等の比率が低い。</p> <p>財政状況は、平成13年度に料金改定をし、経常黒字であるが、営業外の口径別納付金収入（平成21年度総収益比で約10%）が寄与していることによる。また、本年4月の府営水道料金値下げに伴い、平成25年度までは黒字である見通しを踏まえ、7月から本市水道料金を5.47%値下げしたところである。</p> <p>今後、給水人口は新市街地（彩都、森町など）の人口流入により増加するものの、水需要は節水器具の普及や節水意識の定着等により横ばい状況で、給水収益は減少傾向にある。一方、施設の経年劣化が進む中で、既存施設の修繕や更新費用の増加が見込まれ、中長期的には経営は厳しい状況になると見込まれる。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 老朽施設の更新について</p> <p>本市は、地理的条件から府下でも比較的多くの施設（4浄水場、28配水池、ポンプ場等）を持ち、導水、送水、受水、配水管路もある。これらは高度成長期に建設したものが多く、既に耐用年数を経過したものもあり、今後、集中的に更新していく時期が到来することから、財源の確保が厳しい中で、計画的、効率的に実施していく必要がある。</p> <p>課 題 ② 簡易水道の統合等による維持管理費用の抑制について</p> <p>平成23年度から上水道（市街地）、北部簡易水道、上止々呂美及び下止々呂美簡易水道の4事業を統合する予定である。この統合により、上止々呂美及び下止々呂美簡易水道の水源を府営水道に変更するため、当該浄水処理施設を廃止する。</p> <p>一方、新市街地区域の拡大などにより、配水施設が増加することから、維持管理費用の増加が懸念される。このため、配水するエリアの再整備による小規模施設の廃止などにより、費用縮減を検討していく必要がある。</p> <p>課 題 ③ 民間委託の推進について</p> <p>箕面市アウトソーシング計画に基づき、浄水場施設等監視制御業務の1/2委託、メーター検針点検業務及び開・閉栓業務の全部委託等を実施し、職員数及び職員給与の削減に努めてきた。今後、さらに委託範囲の拡大等について検討し、業務委託の推進を図る必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:千円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	1,988,300	160,900	0	78,800	124,000	21,000	106,000	170,000	104,000	28,000
	資本費平準化債				0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	8,856	36,551	110,313	14,600	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	2,619	9,091	2,441	2,404	1,659	2,409	2,360	2,360	2,360	2,360
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	20,429	3,372	0	0	5,714	0	0	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	52	317	0	0	0	805	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	118,148	213,575	157,896	418,925	1,295,806	352,086	5,900	5,900	5,900	5,900
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	2,129,548	387,255	169,193	536,680	1,537,492	390,900	114,260	178,260	112,260	36,260
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	26,460	81,708	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	2,129,548	387,255	169,193	510,220	1,455,784	390,900	114,260	178,260	112,260	36,260
	1. 建 設 改 良 費	2,424,972	568,695	376,815	759,652	1,795,134	634,065	478,004	537,920	398,815	310,532
	うち職員給与費	77,048	76,150	73,592	78,807	56,961	62,853	62,853	62,853	62,853	62,853
	2. 企 業 債 償 還 金	306,916	374,899	502,876	475,296	337,015	615,057	410,684	289,677	298,136	306,892
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	8,895	8,894	8,895	4,901	2,061	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	160	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	2,740,783	952,488	888,746	1,239,849	2,134,210	1,249,122	888,688	827,597	696,951	617,424	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	611,235	565,233	719,553	729,629	678,426	858,222	774,428	649,337	584,691	581,164	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	406,650	458,677	463,675	372,752	366,729	418,034	458,700	428,930	437,461	430,068
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	98,635	81,962	249,588	346,684	281,497	324,391	297,138	198,833	132,327	140,515
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	13,625	0	0	9,707	98,460	0	0	0	0
	4. そ の 他	105,950	10,969	6,290	10,193	20,493	17,337	18,590	21,574	14,903	10,581
計 (F)	611,235	565,233	719,553	729,629	678,426	858,222	774,428	649,337	584,691	581,164	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)	90,879	81,984	73,089	68,188	66,127	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (H)	6,329,490	6,115,491	5,612,615	5,216,119	5,003,104	4,409,048	4,104,364	3,984,687	3,790,551	3,511,659	

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	32,341	33,485	32,339	33,664	4,366	4,761	4,735	4,735	4,735	4,735
	うち基準内繰入金	3,965	5,093	4,751	4,670	4,352	4,735	4,735	4,735	4,735	4,735
	うち基準外繰入金	28,376	28,392	27,588	28,994	14	26	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		2,619	9,091	11,297	38,955	111,972	17,009	2,360	2,360	2,360	2,360
	うち基準内繰入金	2,619	1,655	2,441	2,404	1,659	2,409	2,360	2,360	2,360	2,360
	うち基準外繰入金	0	7,436	8,856	36,551	110,313	14,600	0	0	0	0
合 計		34,960	42,576	43,636	72,619	116,338	21,770	7,095	7,095	7,095	7,095

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)	97.6%	96.8%	94.1%	94.7%	93.4%	95.1%	92.3%	91.9%	91.6%	94.3%
資本費 (円又は%)	86.28円	93.34円	92.91円	90.70円	91.34円	83.83円	81.30円	80.31円	80.19円	79.65円
総収支比率(法適用) (%)	110.9%	108.6%	109.8%	109.1%	108.7%	108.6%	103.1%	102.7%	102.3%	101.2%
経常収支比率(法適用) (%)	111.0%	108.8%	110.0%	109.2%	108.9%	109.2%	103.3%	103.0%	102.6%	101.6%
営業収支比率(法適用) (%)	110.5%	109.9%	106.9%	105.8%	103.5%	105.5%	100.2%	99.3%	98.2%	100.9%
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	うち基準内繰入金 (%)	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	うち基準外繰入金 (%)	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資本的収入分 (%)	0.1%	2.3%	6.7%	7.3%	7.7%	4.4%	2.1%	1.3%	2.1%
	うち基準内繰入金 (%)	0.1%	0.4%	1.5%	0.5%	0.1%	0.6%	2.1%	1.3%	2.1%
	うち基準外繰入金 (%)	0.0%	1.9%	5.2%	6.8%	7.6%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・基本水量制、通増型の料金体系であり、料金水準については、府内各事業体と比較して高い水準にある。(平成22年4月1日現在、府下1位 1ヶ月20m3当たり 3,118円) ・給水人口は増加を見込んでいるが、節水器具の普及等により今後も一人当たり使用水量の減少傾向が続くと予測し、料金収入は減収を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 ・基準内繰入金として、各年度消火栓の維持管理費及び設置にかかる経費を見込む。 ・基準外繰入金として、平成22年度で「簡易水道施設整備補助金」を計上している(国庫補助金、工事負担金等の特定財源を除く事業費の1/2で算出)。平成23年度以降、基準外繰入金を見込んでいない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・北部簡易水道事業(水と緑の健康都市関連 平成19年度～22年度) 平成22年度事業費 314,690千円(財源内訳 工事負担金) ・上下止々呂美簡易水道整備事業(平成20年度～22年度) 平成22年度事業費 191,120千円(財源内訳 一般会計繰入金1/2負担)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別納付金については、実績及び給水人口の見込み等を勘案し、平成22年度以降は減少傾向を見込む。 ・高金利既往債の補償金免除繰上償還による支払利息の軽減を見込む。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・高金利既往債の補償金免除繰上償還により支払利息の軽減を図る。
○ 定員管理		<p>職員数の推移（管理者含む常勤職員数、[]は再任用職員数(外書き) 【実績】 平成17年度 61名[3名]、平成18年度 57名[4名]、平成19年度 54名[2名]、 平成20年度 52名[3名]、平成21年度 47名[6名] 【見込】 平成22～23年度 48名[7名]、平成24～26年度 47名[7名]</p> <p>※平成19年度策定の公営企業経営健全化計画における平成23年度目標値(管理者含む常勤職員数50名)は既に達成している。再任用職員の任用等により、今後も職員給与費の抑制に努める。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>(1) 給与構造見直しについては、国家公務員に準じ、平成19年4月から実施済み。 また、例年の人事院勧告に準じた給与改定を実施するとともに、併せて、本市独自の給料カットを継続的に実施している。 【現行の独自カットの内容】 給料月額一律カット（H21.1～）…課長級以上 ▲3.5%カット及び課長補佐級以下 ▲3%カット</p> <p>(2) 地域手当については、本市が国指定基準の3級地にあたることから、条例本則上は12%としているが、財政状況等を踏まえ、当分の間は附則で11%を適用している。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」(平成20年4月から市ホームページで公表)の概要 ・社会情勢や市民ニーズを踏まえながら、技能労務職員の担うべき役割とあり方、業務の範囲や実施方法、配置基準の見直し等を行い、引き続き、職員数の適正化と適正な配置に取り組む。 ・平成19年度に給与構造改革として、給与水準の引き下げに加えて、給料月額の3%カットを行い、諸手当についても見直しをしてきた。引き続き、国、府及び近隣市等との均衡を基本として必要な見直しを行い、適正な給与制度の確立と運用に取り組む。 ・現行の人事考課の方法を、より適正な評価が行える方法に見直しを行い、それに基づく新たな人事制度の構築に取り組む。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時特別昇給については、平成17年4月から廃止済み。 退職手当の構造見直しについては、本市における財源効果を勘案しながら平成23年度実施に向け手続きを予定している。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>現行の健康保険組合は平成22年12月1日に解散し、共済組合に移行される。負担割合は、現行の1:1.025から移行後は、1:1になる予定である。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題②	<p>・簡易水道等の施設の統廃合、彩都地区の施設の新設等が続くため、今後、維持管理体制及び委託業務の大幅な見直しを行う。その際、業務の水準の維持や費用対効果を十分検討して進めるものとする。なお、改善効果額の算出については、数値化が困難であるため、記載していない。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題③	<p>民間委託については、箕面市アウトソーシング計画等に基づき推進してきた。実績として、(1)浄水場施設等監視制御業務の1/2委託(平成18年度)、(2)メーター検針点検業務及び開・閉栓業務委託の全部委託(平成19年度)。 (1)の委託範囲の拡大及び新たな委託業務の追加について、業務の水準の維持や費用対効果を十分に検討のうえ、推進を図る。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年4月の改定以来、9年間、料金改定を行っていなかったが、平成22年4月の大阪府営水道料金の値下げに伴い、受水費減少分を利用者に還元するため、平成22年7月から水道料金を値下げした。【料金算定期間 平成22年4月～平成26年3月、平均改定率 △5.47%、基本料金を19.4%減額】 ・本市上水道事業の料金水準に比較して、上止々呂美簡易水道事業は約12%、下止々呂美簡易水道事業は約29%低額であるが、平成23年度から本市上水道事業に統合するので、同年4月1日から同一料金に改定（値上げ）する。なお、この改定については、前記の料金改定（値下げ）の算定期間において算定している。 ・売却可能資産（土地）は、地下に旧施設の構造物があるため、適切な売却方法について検討する必要がある。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		平成21年度より上下水道事業年報をホームページで公開し、過去5ヶ年の財務状況等を比較できる情報を提供している。今後も市民への情報公開を推進する。
○ 行政評価の導入		市行政評価の中で、水道事業の事前（施策）評価として施策目標及び成果指標を設定し、施策の実施については、各事業毎の事前及び事後評価を行い、検証している。
4 その他	課題①	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年頃から、施設、管路の更新事業が急増する。これに向けて、施設の履歴、劣化状況などを的確に把握しつつ、効果的な時期に更新していくため、新たに管路管理システムの導入を予定している。 ・水需要の停滞等により、更新事業財源の基礎となる料金収入の伸び悩みが見込まれることから、事業財源と更新事業の実施時期、進捗（事業費）について、「箕面市上下水道事業経営ビジョン」などを参考としつつ、均衡を図るよう努める。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・高金利既往債の補償金免除繰上償還により支払利息の軽減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・上止々呂美及び下止々呂美簡易水道の料金について、上水道事業への統合に伴い、平成23年4月から水道事業の料金表を適用する。これにより、市内統一料金となる。 ・料金の福祉減免措置を平成22年9月末で廃止する。平成21年度福祉減免額実績 28,722千円（税抜）福祉減免廃止により、減免していたメーター使用料と基本料金について、平成22年10月から収入増加となる金額を改善効果額とした。 平成22年度 11,658千円（6ヶ月分）、平成23年度～平成26年度 23,316千円/年 福祉減免申請件数は毎年増加を続けていたが、改善効果額の算出においては、減免件数は平成22年度以降においても平成21年度より増加しないものとした。 なお、平成23年度以降の改善効果額が21年度と比較して低額となっているのは、平成22年7月から基本料金を値下げしたことによる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準外繰出金として、水道料金の福祉減免措置に対する補助を一般会計から受けていたが、平成20年度で廃止された。（平成20年度補助金実績 28,841千円、平成22年9月末をもって福祉減免措置を廃止。） ・平成22年度で「簡易水道施設整備負担金」を計上している（国庫補助金、工事負担金等の特定財源を除く事業費の1/2で算出）が、簡易水道が上水道と統合する平成23年度以降は基準外繰入金を見込んでいない。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年頃から急増する施設、管路の更新事業を、効果的な時期に実施するため、施設の履歴、劣化状況などを的確に把握しつつ、管路管理システムの導入を予定している。なお、本システム導入による改善効果額の算出については、数値化が困難であるため、記載していない。 ・更新事業財源と更新事業の実施時期、進捗（事業費）について、「箕面市上下水道事業経営ビジョン」などを参考としつつ、均衡を図るよう努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）
 2 年度別目標等
 (1) 水道事業【延長計画策定団体】
 ① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計	
	累積欠損率	当初計画の目標値		0	0	0	0	0						
		実績値		0	0	0	0	0						
		延長計画の目標値												
		実績値												
企業債現在高	当初計画の目標値	当初計画の目標値		5,633,547	5,515,629	5,420,272	5,128,896	4,840,942						
		実績値	6,115,491	5,612,615	5,216,119	5,003,104	5,128,896	4,840,942						
		延長計画の目標値												
		実績値									3,984,687	3,790,551	3,511,659	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率（上・下止々呂美簡易水道事業）						53					
		改善効果額（料金の適正化）						4,000					
	【経費の削減】												
		職員給与と費の削減											
		職員給与と費（退職手当以外）	553,789	542,477	540,391	522,493	512,596	506,734					
		改善効果額				15,176	25,073	30,935	71,184				
		給与水準											
		改善効果額											
		特殊勤務手当見直し											
		改善効果額				15,176	25,073	30,935	71,184				
		その他（退職、異動他）											
	改善効果額												
	職員給与と費（退職手当と金）		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000						
当初計画改善効果額 合計									75,184				
(参考) 当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）													

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率						△5.47					
		改善効果額（料金の適正化）											
		未収金の徴収対策											
		改善効果額											
		一般会計負担金の額											
		改善効果額（負担金の確保等）											
		資産の有効活用											
		改善効果額（収入増額）											
		その他（福祉減免措置の廃止）											
		改善効果額						11,658	23,316	23,316	23,316	23,316	104,922
	【経費の削減】												
		職員給与と費の適正化											
		職員給与と費（退職手当以外）				463,174	479,225	479,225		470,005	470,005	470,005	
		改善効果額											
		給与水準											
		改善効果額											
		その他（ ）											
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額（適正化）												
	工事コスト												
	改善効果額（縮減額）												
	その他（ ）												
	改善効果額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

	延長計画改善効果額 合計 A	104,922
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	
	A+B+C	
	<参考>延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	79,682

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	127	127	127	127	129	131	132	133	134	135
年間総有収水量 (千 m^3)	14,116	14,105	14,067	13,870	13,820	13,963	14,025	14,002	14,024	14,010
公称施設能力 (m^3 /日)	60,258	60,408	60,408	60,408	60,408	60,408	56,100	56,100	56,100	56,100
1日最大配水量 (m^3 /日)	45,517	45,861	45,126	44,929	44,264	48,078	48,150	48,139	48,189	48,121
最大稼働率 (%)	75.5	75.9	74.7	74.4	73.3	79.6	85.8	85.8	85.9	85.8
供給単価 (円/ m^3)	183	182	182	182	181	174	171	171	171	170
給水原価 (円/ m^3)	188	189	194	193	194	183	186	186	187	181

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成23年度から上水道(市街地)、北部簡易水道、上止々呂美及び下止々呂美簡易水道の4事業を統合し、上止々呂美及び下止々呂美簡易水道の水源を府営水道に変更する予定である。